



「3ヶ月間応援で来て貰った職人からFAXがきて”残業代と休日出勤手当を払って欲しい。労基署にも相談済みだ…”と言う。正確な残業時間の記録も無いし日曜出勤の時は代休を与えていた。支払う義務は…?」との電話がS社からあったのは4/7の事です。それから半月経った先日、社長と担当者が来所されました。「残業は25%増し、休日労働は35%増して払え!と

いう法律は分かったが、今後のトラブル防止のため、就業規則や賃金規程を整備したい。頼めるだろうか?」との相談です。最近、労基署に持ち込まれる解雇や労働条件をめぐる訴えが増加し、事業主が

増加する『就規』を作つてトラブル防止を!



「経営状況分析申請は従来2週間程度で結果通知が出ていたが、今後は4週間は掛かる。各県にあった支部が東京と大阪の2つに統合され、職員も少なくなったので理解して欲しい」という連絡が大阪の情報管理センターから入って

分析申請で2倍かかる!決算期の変更を!

きました。公共工事の入札参加資格のパート=経審を受けるには、この分析申請の結果通知書を添付する事が条件ですが、経審の手続きにも最終期限があり、また経審の有効性にも決算日から1年

その対応に追われるという状況が生まれています。雇入通知書の交付や解雇理由の就業規則への明示などトラブルを事前に避ける手立てが大切になっています。法令は毎年のように

変わっていますので十分な注意が必要です。

7ヶ月という期間があります。つまり早めに決算を済ませて分析申請をしないと資格そのものがダメになる可能性が高くなつたという事です。特に8月9月決算の法人は要注意。

出来れば6月以前の決算期に変更される事をお勧めします。速報です。来年度の県の格付け基準に①ISO・9000Sと14000Sの取得②障害者の雇用、18年度には舗装施工管理技士が反映されます。

